

## [事案 2019-33] 入院・手術給付金等支払請求

・令和元年9月18日 裁定終了

### <事案の概要>

責任開始時前の発病であることを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金および手術給付金等の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

大動脈弁狭窄症等を原因として入院し、手術を受けたことから、平成29年9月に契約した通院特約付医療保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始時前発病を理由に支払いを拒否されたが、告知時に、募集人に対して心臓肥大の経過観察を行っていることを伝えたものの、告知しなくてよいと指示されており、また、保険料も支払っているため、入院給付金および手術給付金等を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

申立人が責任開始時前に本疾病を発症していた事実は客観的に明らかであることから、責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因とする入院または手術という約款の給付金支払要件を満たしておらず、また、募集人は申立人から心臓肥大に関する申告は受けていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本疾病の治療経過や告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、診断書等からは申立人の本疾病は責任開始時前に発病していたことが認められる一方、募集人が告知に関して不適切な対応をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。